

■市民・事業者・行政の連携

【景観まちづくりの方針】

良好な景観を育成・保存し後世に継承するために、市民、事業者、行政が景観形成に対するそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら、市民や事業者が主体性をもって景観まちづくりに取り組むことを基本とします。

また、行政には、適切な規制・誘導や支援策を展開するなど、市民や事業者の取り組みを調整しながら、景観形成のさまざまな施策に取り組むこととします。

さらに、宇佐市らしい景観づくりを継続的に進めるために、設計者・施工者として地元の建築士会、造園業協会等が参画する技術的サポートの体制の構築を図ります。

■景観形成の推進体制

【景観審議会の設定】

本市の景観行政に関する審議機関として、宇佐市長の付託による、学識経験者や市民代表者等によって構成される「宇佐市景観審議会」を設立し、景観法など景観に関する各種制度を活用した景観まちづくりに関する施策等を調査・審議します。

【景観協議会の設置】

景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観法第 15 条第 1 項に基づき、本市や大分県などの景観行政団体と、景観重要公共施設の管理者などで組織される「景観協議会」を設置します。

同協議会については、必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議するものとします。

【景観整備機構の指定】

景観形成に関する市民の取り組みを支援するため、宇佐市の景観まちづくりへの必要性を踏まえながら、景観法第 92 条の規定に基づく「景観整備機構」の指定を検討します。

また、同機構に指定する団体・法人には、業務を適正・確実に行う能力を有し、継続的に活動できることが求められることから、関係団体等と協議を進めた上で指定を行います。

なお、同機構に指定された団体・法人は、宇佐市（行政）と相互に連携を図りながら、良好な景観形成に取り組むものとします。